

春日井市旧学校施設管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市（以下「市」という。）が普通財産として管理する旧学校施設（以下「旧学校施設」という。）の暫定的な利用における秩序の維持及び適正な管理を図るとともに、恒久的な活用への円滑な移行を確保するため、春日井市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年春日井市条例第2号）及び春日井市財産管理規則（昭和40年春日井市規則第7号）に定めるもののほか、その利用について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 旧学校施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
旧西藤山台小学校施設	春日井市藤山台5丁目8番地

(管理責任者等)

第3条 旧学校施設に管理責任者を置き、ニュータウン創生課長をもって充てる。

2 管理責任者に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ管理責任者が指名した者がその職務を代理する。

(管理責任者等の事務)

第4条 管理責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 旧学校施設における秩序の維持に関すること。
- (2) 旧学校施設における火災及び盗難の防止に関すること。
- (3) 旧学校施設の利用及び開放に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、旧学校施設の管理に関すること。

(業務委託)

第4条の2 市は、前条に規定する事務の全部又は一部を法人その他の団体に委託することができる。

2 前項における委託をしたときは、前条に掲げる管理責任者は、受託者が別途指名する者をもって充てる。

(利用の範囲等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、旧西藤山台小学校施

設の体育館及び運動場（以下「旧学校体育施設」という。）を利用させることができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共的団体が公用、公共用その他公益上の目的のために利用する場合
- (2) 生涯スポーツ社会の実現及び社会体育の振興を図る目的のために次のいずれにも該当する団体が利用する場合
 - ア 市内に在住又は在勤する者で組織する10人以上の団体であること。
 - イ 成人の責任者1人及び成人の副責任者2人を有する団体であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域活性化に資するものとして市長が特に必要と認める場合

2 市長は、当該学校施設の恒久的な活用計画に支障のない期間を超えて利用を許可してはならない。

3 旧学校体育施設の利用時間は、次に掲げる時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 体育館 午前9時から午後9時まで
- (2) 運動場 午前8時から午後6時まで

4 旧学校体育施設の利用期間は、利用する年度の3月15日までとする（1月1日から同月3日まで及び12月29日から31日までを除く。）。ただし、旧学校施設の恒久的な活用への円滑な移行のため、期間の短縮を行う場合がある。

（利用の申請）

第6条 旧学校体育施設を利用しようとする者は、市長が指定する日までに旧学校体育施設利用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 旧学校体育施設を利用しようとする者が前条第1項第3号に掲げる団体である場合は、当該団体の責任者は、申請書に旧学校体育施設利用団体名簿を添えなければならない。

（利用の許可）

第7条 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに審査し、利用を適当と認めるときは、当該申請をした団体の責任者に旧学校体育施設利用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

2 前項の規定に基づき許可を受けた団体は、申請書の記載事項（利用施設及び利用日時を除く。）に変更があった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（利用の不許可）

第8条 旧学校体育施設を利用しようとする団体が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その利用の許可をしないことができる。

- (1) 政治活動又は宗教活動のために利用するとき。
- (2) 営利目的のために利用するとき。
- (3) 旧学校体育施設及び附属設備を毀損又は滅失する恐れがあるとき。
- (4) 施設の管理上支障があるとき。
- (5) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は乱す恐れがあると認めるとき。
- (6) 前号に掲げる場合のほか、市長が利用させることが適当でないと認めるとき。

（遵守事項）

第9条 利用団体は、旧学校体育施設の利用に際しては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (3) 開放施設以外に立ち入らないこと。
- (4) 利用後は、開放施設を原状に回復し、清掃等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定及び市長の指示に従うこと。

（実費の納付）

第10条 旧学校体育施設を利用する者は、次に掲げるその利用に係る実費相当額を納めなければならない。

- (1) 体育館 午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後4時まで）
及び夜間（午後6時から午後9時まで）それぞれ1回につき500円
- (2) 運動場 無料

2 旧学校体育施設に特別の設備又は器具を設けて電力を利用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、前項の実費相当額

を減額し、又は免除することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、旧学校施設の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年1月15日から施行する。
- 2 第6条の規定による利用の申請及び第7条の規定による利用の許可の手続については、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

旧学校体育施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり旧学校体育施設を利用したいので、許可してください。

利用施設		
団体名		
責任者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
	携帯電話	
利用日時		
利用人数		
利用内容		
添付書類		
備 考		

旧学校体育施設利用団体名簿

氏 名	性 別	年 齢	住 所	電 話	勤務先 (電話番号)

※氏名、性別、年齢（ 年4月1日時点）、住所、電話番号（昼間に連絡の取れる）は、必須事項となります。

※責任者、副責任者については、自宅電話番号、携帯電話番号を必ず記入してください。

※個人情報の保護法令を厳守し、利用者の個人情報を取り扱います。

旧学校体育施設利用許可書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付で申請のあった旧学校体育施設の利用については、次のとおり許可します。

利用許可番号	
利用施設	
利用日時	
利用内容	
備考	